

# 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県立相模湖交流センター条例		
条 例 番 号	平成 11 年神奈川県条例第 40 号	法 規 集	第 4 編第 1 章第 4 節
所 管 部 局 室 課	政策部土地水資源対策課		
条 例 の 概 要	水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するための施設である神奈川県立相模湖交流センターの設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  (現在でも 必要な条 例か。)	相模湖交流センターは、水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するための施設であり、現在も設置する必要がある。 この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、相模湖交流センターの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性  (現行の内 容で課題 が解決で きるか。)	様々な音楽・舞台鑑賞の機会を提供するとともに、ホール等の貸出しにより水源地域の多様な交流活動の場として活用されており、有効に機能している。 今後は、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくすることによる利用の促進を図るための改正を検討する。	来館者数 平成 20 年度：57,912 人 平成 19 年度：61,537 人 平成 18 年度：71,224 人 平成 17 年度：85,107 人 平成 16 年度：81,573 人
	効率性  (現行の内 容で効率 的といえ るか。)	施設の維持管理に相当の知識及び経験を有する者を従事させることができるなどの一定の基準を満たす者に、一定期間、施設の管理等を行わせる指定管理者制度を導入しており、効率的な施設運営が行われている。 今後は、指定管理者の自主的な経営努力をより発揮しやすくし、また、会計事務の効率化を図る観点から、利用料金は指定管理者の収入とすること等を規定する改正を検討する。	平成 18 年度から平成 22 年度まで相模原市を指定管理者として指定。
	基本方針適合性  (県政の基 本的な方 針に適合 している か。)	「神奈川力構想」の戦略プロジェクト「上流と下流の住民で支える水源地域づくり」に適合しているほか、指定管理者制度の導入は「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致したものである。	
	適法性  (憲法、法令 に抵触し ないか。)	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	(改正・廃止を検討する。)	利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させること等を規定する改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 (無)